

令和2年度 第3回秦野市コンプライアンス推進委員会結果概要

1 開催日時	令和3年2月2日(火) 午後4時30分から午後5時10分まで	
2 開催場所	秦野市役所本庁舎3A会議室	
3 出席者	委員	内田副市長〔委員長〕 高村副市長〔副委員長〕、政策部長、総務部長、くらし安心部長、文化スポーツ部長、福祉部長、こども健康部長、環境産業部長、都市部長、建設部長、会計管理者、上下水道局長、議会局長、農業委員会事務局長、監査事務局長、教育部長、消防長
	事務局	文書法制課長、文書法制課課長代理（コンプライアンス推進担当）、人事課長、人事課課長代理（人事管理担当）
4 議題	1 協議事項 (1) おおね公園における売店の管理許可及び減免承認に関する再発防止への取組について (2) 名水はだの富士見の湯熱供給施設の不具合等について 2 報告 (1) 国民健康保険短期被保険者証の誤送付について (2) 軽自動車税における重課税率適用に係る課税誤りについて 3 その他	
5 配付資料	次第、資料1、資料2-1、資料2-2、資料3、資料4	

6 会議概要

(1) 委員長あいさつ

本日の委員会における協議事項は2件、報告は2件である。日頃から、「不適切な事務処理の発生防止」という観点で事務に取り組んでいることと思うが、直近で発生した事案を見ていると、それが徹底されていないという点も見受けられる。本日の会議の内容も踏まえ、各部局において管理職はもちろんのこと、一般の職員にも周知徹底していただきたい。

(2) 協議事項

ア おおね公園における売店の管理許可及び減免承認に関する再発防止への取組について

【説明】資料に基づき説明（事務局）

【質疑、意見等】

- ・ なし

【委員長】

- ・ 再発防止策として「法令等の適切な解釈」「処理状況の把握の徹底」「文書及び事務の適切な引継ぎ」の3点が挙げられている。発生原因として挙げられた「組織改正に伴って引継ぎがされていない」というのは、事務の基本中の基本であり、職員がきちんと引継ぎ行っていないのであれば、きちんと徹底して欲しいと考える。また、管理職においては、例規集を再確認し、各部局において職員を指導していただきたい。
- ・ 委員会としてきちんと課題を整理した中で再発防止に取り組む必要があると考えている。

【協議】「再発防止への取組」の取扱いについて

- ・ これまで、調査部会を設置せずに「再発防止の取組」を取りまとめたことはないことから、最終調整については正副委員長に一任させていただくことでよろしいか。

【協議結果】承認

イ 名水はだの富士見の湯熱供給施設の不具合等について

【説明】資料に基づき説明（環境産業部長）

【質疑、意見等】

- ・ 再発防止策として「工程会議等に施設所管課の参加を求め」とあるが、施設所管課に対し、施工に関する知識や経験がない中で、常に参加を求めると、負担も大きく、会議自体が形骸化するのではないか。
→ 新築工事では、週2回程度の工程会議があるが、富士見の湯では施設所管課が参加していなかった。多くの施設で行われる通常の改修工事では、それほどの回数は想定していない。（都市部長）

【協議】本事案の取扱いについて

- ・ 事務局案はどのようなか。
→ 調査検討会の報告書については、技術的な観点からの原因究明や再発防止に重点が置かれ、コンプライアンス推進の観点からの調査は行われていない。その点では、職員の過失及び法令違反の有無や程度は明らかになっていない。また、報告にある「再発防止策」については、全庁的な検討が必要であると思われる。さらに、既に改修等のため2,000万円以上の損害が生じており、今後も増加することが見込まれる。このことから、調査部会を設置してより詳細な調査を行うことが適切ではないかと考える。
→ 調査部会の案は資料のとおり。本事案に直接対応していない6級以上の職員の中から、委員長と協議のうえ指名する。

【質疑、意見等】

- ・ 「契約・検査業務」からの委員の選出について、契約業務と検査業務のどちらを主眼とした想定か。
→ 可能であれば、契約と検査の両業務から選出したい。
- ・ 契約事務と検査事務は別物であるので、両方から選出すべきである。

【委員長】

- ・ これらの意見を踏まえた選出は可能か。
→ 2名選出を前提に考えていきたい。

【協議結果】承認

【委員長】

- ・ 調査部会は職員の責任を追及する場ではない。調査検討会の報告書では、「いつ、誰が、どう判断したのか」という点が明確にならなかった。この事案がなぜ起きたのか、そして、再発防止のために何をしたら良いのか、という点を十分調査していただきたい。

(2) 報告

ア 国民健康保険短期被保険者証の誤送付について

【説明】資料に基づき説明（福祉部長）

【質疑、意見等】

- ・ なし

【委員長】

- ・ 今後、作業工程を改善し、必要な分だけ印刷するので事案の再発はないという理解で良いか。
→ そのとおりである。（福祉部長）

イ 軽自動車税における重課税率適用に係る課税誤りについて

【説明】資料に基づき説明（総務部長）

【質疑、意見等】

- ・ なし

【委員長】

- ・ 本事案は、税率が上乘せされたときに課税台帳を作成した平成 28 年度当時の職員の誤りと、この誤りが判明して法令解釈を誤った現年度の職員の誤りという 2 つの誤りがあったという理解で良いか。
→ そのとおりである。（総務部長）

【委員長】

- ・ 2 事案については、調査部会を設置せず、本報告をもって終結としたい。
- ・ 福祉部及び総務部においては、報告書にある「今後の対応」のとおり

り、再発防止策の確実な実施をお願いしたい。

(3) その他

- ・ 毎年度実施している「コンプライアンス推進基本方針に基づくリスク確認」を本年度も実施するので、情報提供する。